

公益社団法人中央畜産会役員の報酬並びに費用に関する規程

制 定 平成25年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中央畜産会（以下「本会」という。）定款第28条の規定に基づき、理事及び監事の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

- 第2条 理事の報酬は、毎年度の収支予算に計上し、総会で承認された総額の範囲内で理事会において定める額を支給する。
- 2 監事の報酬は、毎年度の収支予算に計上し、総会で承認された総額の範囲内で監事の協議によって定める額を支給する。
- 3 代表理事たる副会長及び業務執行理事（以下「常勤理事」という。）に対する報酬は年額とし、その支給日は、その月の20日（その日が休日に当たるときは、その前日、繰り上げた日が休日に当たるときは更にその前日）に報酬年額を12月で除して得た月額を支給する。
- 4 常勤理事以外（以下「非常勤理事」という。）に対する報酬は日額とし、職務遂行の都度、支払うものとする。

(退職給与)

- 第3条 退職給与は、常勤理事が退職した場合に支給し、死亡した場合はその遺族に支払う。
- 2 常勤理事の退職給与は、総会で承認された総額の範囲内で、常勤理事として引き続いた在職期間及び退職の日における支給する基準月額を基礎に、理事会で定めるところにより支給する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は常勤理事に支給することとし、公益社団法人中央畜産会職員給与規程第14条の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「常勤理事」と読み替えるものとする。

(費用)

第5条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、

これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、総会の決議による。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(法令等の読替え)

第9条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は総会の決議による。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。